

か、捜査的の調べを無限に同様に進行せしめざるならば、何だか非常な調べが重畳する感がございます。その點はどうかというふうなお考えがあるかを併せて伺いたいと思ひます。

○専門調査員(泉芳政君) 人身保護法によつて附される範圍は、結局拘束が形式的に適法であるかどうかということが中心をなすのでありまして、言葉を変えますと、その實體をなす、例えば刑事事件における犯罪があるかないかというふうな點には及ばないのであります。そのことはたび／＼申上げた點であります。お言葉のように、正當な理由がないのに書きますと、ややもすれば、その實體の判断にまで入り得るのではないかと申されが、言葉の上から類推するという心を配して、「法律上正當な手續によらないで」というふうな表現に改めざるを得ないことになつたものと考へるのであります。その言葉づかいに、いづれにいたしましても、實體判断には入らないという點は御了承願へるうと思ひます。

○鬼丸義雄君 誠に表裏一體のものであつて、微妙にその點は關係があるのじやないかと思ひます。というのは、法律上拘束さるべき理由ありやなしやというこの實體を捕提せんとするならば、どうしてもやはり本案の審理を成る程度調べるにあらざれば、それが黒か白かということが明白にならないと思ひます。そこでその本法の審理範圍というものを、實體に觸れずして、而もそれが拘束する理由ありや否やというこのことを、觸れずして、非常な困難なことになるように思ひます。そこで私は、この法文の書き方自體に對

して、今一步踏み込んで、その本法の審判と本法との適用範圍を、一つの線を書きして、その矛盾を明確にする必要がありはしないかというところを思ひます。例へば、法律上一つのは、本案の審理をするにあらざれば、最後の結論には至らないけれども、併しながら、客観的には、それに嫌疑をかけることは行過ぎであるというふうなことを考へて見ますならば、私は何らそこに本案と並行いたしましたも無理のない、一つ一線を畫することができやしないかと思ひます。よくこれに似通ひました事件として、例へば刑事訴訟法等におきまして、恐らくは一つの犯罪嫌疑に對する起訴の適否を決める場合に、それが客観的に嫌疑をかけるに十分な理由がありや否やによつて、損害賠償の成立するや否やによつて決まることもあります。曾てやはり當委員會において審議されました國家賠償法の審理中にもございましたごとく、審理の結果、實體的には結局嫌疑事實なしという無罪の判決を受けるに至つたといつたとしても、檢察官一つの嫌疑をかけることは客観的に適當である、こういうふうな場合には國家賠償が成立しないと同じような趣意において、その理由ありやなきやは、その客観的勢によつて定めるのだ、こういうふうにしたならば、私は何ら法律上正當な理由なくしてというふうな定めまでも不都合はないじやないかと思ひます。この點重ねて提案者の御意見を聽かして頂きたいと思ひます。

それから次に第二項の、即ち本法によります救済は無限に裁判所に向つてなし得ることになつておきます。その扱ひの上において著しい不安を感じしめ、或いは濫訴の虞れがあるやうにも心配されます。この點について或る程度の制限を加へた方が適當ではないかと思ひます。提案者のこの點についての御意見を伺いたいと思ひます。勿論いわゆる刑訴における一事不再理という大原則を本法に適用するわけには行かないといつたとしても、少くともこれ又無限になし得るといふことになりすならば、自然濫訴の虞れも考へられます。このままにして行くことが適當か、或いはそれとも只今申しますごとく、一線を畫して行つた方がよいじやないかと思ひます。重ねて伺ひます。

○専門調査員(泉芳政君) 第一點であります。法律上正當な手續によらないで」といふこの要件は、事を刑事手續の場合に限つて考へますならば、拘束が形式的に法規の根據に基いておるかどうかということ、それから法律の定める手續方式に従つておるかどうかということ、並びにその令状が權限ある者によつて發せられておるか、どうかという點などが考へられねばならぬと思つておられますが、如何なる場合に逮捕状が出るか、又拘留状が出るかということ、御案内のようにおいて、それ／＼その要件が規定されておられますので、本法による救済は、その要件を充足しておるかどうかということの判断によつて決まるのではないかと思ひます。従つてお言葉のように、全然犯罪の嫌疑がない、それが客観的に明瞭であるというふうな點

は、やはり形式的な根據として考へられるのじやないかと思ひます。それが實體的な判断であるか否かということ、結局非常に微妙な點になるわけでありまして、今申上げた客観的に明瞭な嫌疑なしという一つの形式的要件を缺いておる場合には、本法は適用されて然るべしだと思つておられます。その條は、實際問題としてはかなりデリケートなものがあるだらうと思つのであります。理論的に突詰めますと、そういうことにならざるを得んと思ひます。

それから第二の一事不再理の問題につきましても、本法ではお言葉のよう一事不再理は考へておらないのであります。そこで非常に多くの事件が發生するのを豫想されないこともありませんが、その點は第二條で、實はそれを戒めた意味におきまして、責任ある辯護士を代理人としてこれをしなければならぬといふところで一縛り縛つたわけでありまして、尙管轄の規定も可なり廣く規定はされておられますが、一應のそこに枠を設けました。ただ誰でもがこの人身保護の請求ができるという點は、憲法の三十四條にも「何人も、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならぬ」といふ規定の「何人も」を受けて、實は制限しないので、誰でもができるということに規定したのであります。憲法の三十四條は、日本文で讀みますと、どうも「何人も」が今申上げたやうな説明にびつたりしないものがあつたやうに讀めるのであります。實は英文の方を讀みますと、やは

り「デマンド・オブ・ヒューマン・ライツ」といふことが書いてあります。つまり不法に拘禁されておるといふやうなものに對しては、誰でもその理由の解釋を求めることができるといふやうに讀むべきであるやうなものであります。そういういたしますと、これは憲法上、すべてが言へると思ひますので、本法でもこれを受けて、第一條の第二項に、何人も被拘束者のために、人身保護の請求をすることができるといふやうに書いたわけでありまして、イギリス法では、赤の他人はいかんといふやうな制限があるやうであります。この法案では、そのところが技術的に非常にむずかしく感ぜられましたので、別に人身保護の請求をする請求者については、制限を設けなかつた次第であります。そこでお話しのように、非常に廣くなつたわけでありまして、事實上の取扱としては、その保護の對象になる被拘束者のために一度請求がなされれば、これは相當嚴重にやるだらうと思ひます。二度、三度といふことになると、やつぱり決定を以て却下する五條或いは準備調査で棄却するなどの手續が、相當有効に働いて来るのじやないかと思われまして、御心配になる程、非常に混雜するといふこともないのじやないかと思つておられます。

○鬼丸義雄君 それに續きまして、第三條に「被拘束者その他關係者」とありますが、その「關係者」といふのは、如何なる範圍を言われるのであるか。又現に簡易裁判所におきましても、刑法二百三十五條の罪について裁判權を持つに至つておるのであります。元

來本法の審理は合議體においてなすこ

く必要があると思ひます。御説明を願

發送して参り、今やこの制度があるが故

と、犯罪がないのに拘束せられてお

そうすると、結局辯護士の所在が地方

ここで私は、この法文の書き方自體に對

よりまず救済は無限に裁判所に向つて

が客觀的に明瞭であるというよりな點

が、實は英文の方を讀みますと、やは

つに至つておるのであります。元

來本法の審理は合議體においてなすこ

とになつておりますが、簡易裁判所

は、すでに二百三十五條の罪について

の審理權を持つておるので、その簡易

裁判所を管轄する上級と申しまして對

が、地方裁判所或いは高等裁判所に對

して請求をしなければならぬといふこ

とになりますと、大體地理的にも亦

時間的にも不都合が生じて來やしない

かと思ひます。この點は、特に合議に

よらなければならなかつた理由は、慎

重を期するといふ意味ではあるであ

りましようが、若し簡易裁判所自體が不

法な拘束をしておるといふのであるな

らば、簡易裁判所に一應請求書を出し

て反省をして貰つて、簡単に解決する

といふ途もあながち考えられんことも

ないよりに思ふのであります。その

點はどういふふうにお考えになつてお

りますか。ここにいわゆる關係者とい

うものをはつきりしておく必要がある

かと思ひます。向いゆる拘束者とい

うものは、前回の説明にもありましたが、

ひとり裁判所に限らず、刑務所

長、或いは警察署長をも含まれるよう

に説明を承つておられます。そうしま

すと、その請求の關係者といふものは、

被請求者といふもの、關係者中

は勿論刑務所長、或いは警察署長も含

まれるのであらうと思ひます。そうし

た人達にはこの請求の對象となるもの

が、即ち刑務所長、或いは警察署長、

ごういふふうになるのであるかどう

か、從つてここにいわゆる拘束者とい

うものは、ひとり警察署長ばかりでな

く、又逮捕、監禁、そんなのがいずれ

も入ることになりますと、自然警察官

の場合も含まれる。ごういふこともや

はり併せて含むか否かも明快にして置

く必要があると思ひます。御説明を願

ひたい。

○專門調査員(泉芳政君) 三條の管轄

を決める規定の中の被拘束者、その他

關係者の所在地を管轄する裁判所、被

拘束者はここに明示されておるわけで

あります。その外拘束者、それから

この人身保護の請求をいたしました請

求者及び請求者の代理人であるところ

の辯護士、それらの者の所在地を管轄

する裁判所という意味に解釋してお

るのであります。それから管轄裁判所の

中に、簡易裁判所を考へなかつたかと

い御質問でございましたが、人身保

護の請求は、裁判所が主として發した

令狀によつて拘束されたものが對象と

なる場合が非常な多からうと考へられ

ますので、その裁判所の發した令狀を

批判するよな形になつておるのでは

ありません。そういたしますと、地方裁

判所が出した令狀は、その地方裁判所

と同格の地方裁判所で批判するとい

ことすらもどうだらうかといふよな

懸念が非常に濃厚だと思ふのであり

ます。それで一部には、人身保護請求の

管轄は最高裁判所一つに限るべきだと

いふよな議論、つまり非常な權威を

持つてやるべきだといふよな見地か

ら、最高裁判所に限るべきだ、全國非

常に遠隔の地に發生した事案に對いて

も、二三日で解決するわけには行か

ないのだが、關係者の犠牲を忍んでも

權威あらしめるものとして、最高裁判

所にやらせるべきだといふ有力な議論

もあつたのであります。これは又イキ

リス等の沿革から、ごういふ議論も出

て來るのだらうと思ひます。併し英國

のよな、數百年に亘つてこの制度が

發達して參り、今やこの制度あるが故

に、この法規の適用を受けるよな事

案が非常な少ないといふところまで

人身保護の思想が發達してゐる。こ

は別として、今日この法律を施行

することによつて、日本では相當數の

事件の發生が豫想されるのではな

なからうか。ごういたしますと、將來は別

といたしまして、當分は到底最高裁

判所で賄うといふわけには行かない

といふ見地から、各高等裁判所ご

ら、ごうだらうかといふよな意見もあ

つたのであります。ごうそれでも少

し陳容の關係から不足するだらうとい

ふので、他の法律にはちよつと類の

高等裁判所又は地方裁判所とい

う一審と申します。管轄を規定したわ

けであります。簡易裁判所はごうい

ふ次第で、實は地方裁判所へ請求を出

すに、ごう距離的にも、時間的にも不

便を感じないだらうといふよな見

地、及び先程申上げました、自分で

自分のことを判断するといふよなこ

をなるべく避けたいといふよな趣旨

から、簡易裁判所は管轄を認めな

かつたわけでありまして、それから拘束者

といふ點は、お説のように警察署長或

いは拘留所長、刑務所長などを指すの

であります。現にその拘束の責任者

であるものを主として指摘してお

るのであります。その途中において關

與した警察吏員などは、拘束者の中

には含めておらないのであります。

○前之團圓(一)君 第一條であり

ます。これは申すまでもなく、法律の

適用の範圍を定められたものである

と思ひますが、今專門調査員の御答

へによりますと、結局實體法上全く不法

に拘束されておるといふ者が殖えて

來ると、犯罪がないのに拘束せ

られておることが明瞭である場合は、

やはりごういふよな御説明を願

ひたいと思ひます。ごういふよな

御説明を願ひたいと思ひます。こ

れから第三條の管轄の問題、こ

れは關係者といふものは、やはり辯

護士までも關係者といふものの中

に含めると、ごう御説明であるよ

うであります。

そうすると、結局辯護士の所在が地方

裁判所の管轄を別にするよな場合、

ごういふ場合には非常な困るのじや

ないかと考へるわけでありませ

う。その關係者といふのは、やはりごうい

ふよな廣く御解釋になるのですか。

又實際に對して辯護士の所在地を管轄

する裁判所といふことになると、

むしろ距離その他手續上の關係に

對して、この法律の趣旨に反する

よな結果になるのじやないか、

迅速にやり得るといふこと

にならぬのじやないかといふよ

うに考へるのであります。その點

について御答辯を願ひたいと思

ひます。

○專門調査員(泉芳政君) 第一點

であります。法律上正常な手續に

よらないで、ごういふことは、拘束

が形式的に法規の根據に基いてお

るかどうか、その判断の中に入る

のであります。先程私申上げました

は、理論的に突き詰ると、ごうい

ふを得ないといふことを申上げた

次第であります。ごういふことは恐

らくこれまでにはなかつただらうと思

はれるくらい、全く或いは議論の

遊戯になるかも知れないのであり

ます。併し理論として考へれば、

ごういふことも考へられるとい

ふくら、意味にお聞き取りを願

ひたいと思ひます。今日裁判所の

判事ごういふ令狀を發するとい

ふ場合に、ごういふ嫌疑の

ないことが非常な明白であるとい

ふに拘わらず、令狀を出すとい

ふことは、問題にするのが野暮な

氣がいたしますけれども、例え

ば逮捕の要件として、被疑者が

罪を犯したことを疑ふに足りる

相當な理由があるときは、裁判官

の逮捕狀が求められるとい

たことを疑うに足る相違な理由あり
 ということが、一つの逮捕状発出の要件になるのであります。そこで要件を缺く場合には、結局逮捕状を發出してはいけないことになりまして、形式的に法律の根據に基かないというところになるのではないかと考えております。従つて説明書には犯罪を構成していない場合でも、適法な勾留状で拘束されておられるならば、請求は棄却されることになるというふうに説明したのであります。九と言いますか、恐らく例外なしに皆これに依まるのではないかと感じました。それによつて、理論的にはやはりそういう議論の餘地が残されると考えます。そこでそれを理由にして請求するものが相當あるというところは考えられないであらう。併し恐らくそれが取上げられる例は先ずなからうと考へます。それから次に管轄に關する關係者の所在地の問題であります。が、ともかく當事者をして……當事者と申しますか、請求者をして簡易迅速に手續を執らしめ得るといふところを狙ひとしたしまして、この管轄の規定を決めたのであります。この規定から見ますと、殆んど土地の管轄はあつてないような感じがするのであります。そのくらいに廣く、お説のように迅速に手續をなさしめる。お説のように請求者の方の手續は簡易迅速によされるが、却つてこれを取扱い裁判所の方の手續が、これに伴わないという感じは或いは出て来るかも知れませんが、併し趣向といつたしましては、やはり請求者に厚く、裁判所としては機能を十分に發揮して、これについて行くべきだといふ考へ方をしておられるわけ

あります。
 ○前之團書一即者 第一條の關係です。が、理論を突き詰ると、そういうことになるといふ御答辯に私も同感であります。併し實際の問題として私の考へを申上げますと、それはこの請求は、成る成らん別問題といたしまして、請求を得るかどうかといふことが、先ず前提となつて考へられる。請求をする者がこの要件を缺いておられる、いわゆる實體法上の要件を缺いておられるというふうな場合に、請求はできるのだといふふうになると思ひます。非常に私はその手續をする者が多くなるのではないかと、むしろ懸念する者が出て来るのではないかと、いふふうで考へられるわけでありまして、それで結局これはやはり理論的な考へ方でなく、實際にその手續上の方だけに適用されるのだといふふうには解釋するのが、本法の狙ひではないかと私は考へるのであります。理論的に許されるものが、實際的に許されないといふことはあり得ないわけでありまして、理論的にいふふうで考へられるならば、手續上請求ができるというところは、これは當然のことであると思ひます。むしろ私は將來において、或いはそういうもの、その實體法を基礎とするものが多くなるか、或いはかといふ心配が非常に多いのであります。今御説明を聴くと、九十九まではそういうものはなからうといふ御説明でありますけれども、私はどう考へないのであります。その點一つもう一度。

○前之團書一即者 第一條の關係です。が、理論を突き詰ると、そういうことになるといふ御答辯に私も同感であります。併し實際の問題として私の考へを申上げますと、それはこの請求は、成る成らん別問題といたしまして、請求を得るかどうかといふことが、先ず前提となつて考へられる。請求をする者がこの要件を缺いておられる、いわゆる實體法上の要件を缺いておられるというふうな場合に、請求はできるのだといふふうになると思ひます。非常に私はその手續をする者が多くなるのではないかと、むしろ懸念する者が出て来るのではないかと、いふふうで考へられるわけでありまして、それで結局これはやはり理論的な考へ方でなく、實際にその手續上の方だけに適用されるのだといふふうには解釋するのが、本法の狙ひではないかと私は考へるのであります。理論的に許されるものが、實際的に許されないといふことはあり得ないわけでありまして、理論的にいふふうで考へられるならば、手續上請求ができるというところは、これは當然のことであると思ひます。むしろ私は將來において、或いはそういうもの、その實體法を基礎とするものが多くなるか、或いはかといふ心配が非常に多いのであります。今御説明を聴くと、九十九まではそういうものはなからうといふ御説明でありますけれども、私はどう考へないのであります。その點一つもう一度。

○前之團書一即者 第一條の關係です。が、理論を突き詰ると、そういうことになるといふ御答辯に私も同感であります。併し實際の問題として私の考へを申上げますと、それはこの請求は、成る成らん別問題といたしまして、請求を得るかどうかといふことが、先ず前提となつて考へられる。請求をする者がこの要件を缺いておられる、いわゆる實體法上の要件を缺いておられるというふうな場合に、請求はできるのだといふふうになると思ひます。非常に私はその手續をする者が多くなるのではないかと、むしろ懸念する者が出て来るのではないかと、いふふうで考へられるわけでありまして、それで結局これはやはり理論的な考へ方でなく、實際にその手續上の方だけに適用されるのだといふふうには解釋するのが、本法の狙ひではないかと私は考へるのであります。理論的に許されるものが、實際的に許されないといふことはあり得ないわけでありまして、理論的にいふふうで考へられるならば、手續上請求ができるというところは、これは當然のことであると思ひます。むしろ私は將來において、或いはそういうもの、その實體法を基礎とするものが多くなるか、或いはかといふ心配が非常に多いのであります。今御説明を聴くと、九十九まではそういうものはなからうといふ御説明でありますけれども、私はどう考へないのであります。その點一つもう一度。

○前之團書一即者 第一條の關係です。が、理論を突き詰ると、そういうことになるといふ御答辯に私も同感であります。併し實際の問題として私の考へを申上げますと、それはこの請求は、成る成らん別問題といたしまして、請求を得るかどうかといふことが、先ず前提となつて考へられる。請求をする者がこの要件を缺いておられる、いわゆる實體法上の要件を缺いておられるというふうな場合に、請求はできるのだといふふうになると思ひます。非常に私はその手續をする者が多くなるのではないかと、むしろ懸念する者が出て来るのではないかと、いふふうで考へられるわけでありまして、それで結局これはやはり理論的な考へ方でなく、實際にその手續上の方だけに適用されるのだといふふうには解釋するのが、本法の狙ひではないかと私は考へるのであります。理論的に許されるものが、實際的に許されないといふことはあり得ないわけでありまして、理論的にいふふうで考へられるならば、手續上請求ができるというところは、これは當然のことであると思ひます。むしろ私は將來において、或いはそういうもの、その實體法を基礎とするものが多くなるか、或いはかといふ心配が非常に多いのであります。今御説明を聴くと、九十九まではそういうものはなからうといふ御説明でありますけれども、私はどう考へないのであります。その點一つもう一度。

る書き方にして置きますと、これは御
 り客観的な標準で判断しなければなら
 ○専門調査員(泉芳政君) それはやは
 ましたですが、たま／＼堀田さんの印
 も」といふ文字を入れることが正しい

べきだという考え方をしておるわけ
係者ではないと私は考えるのでありま
す。決して實體に入つて犯罪をした
請求ができる。いわゆる實體法の問
律上正當な手続によらないで」とい

予審方にして置きますと、これは到底實體には入り得ないという事は明瞭であると思ふのであります。ただ先程委員から御指摘になりましたように、令状は一應適正に發出されたが、裁判所の大した理由のないような事情によつて、非常拘束が長引いておるといふような場合、これでは合まぬい嫌がないかといふような情があるわけでありませう。そうした場合も含めて人身保護法は結局實體には入らない、ただ手続の關係だけを判断の範圍としておるといふふうに解釋しておるわけでありませう。

○前之團書一即君 とういふふうに解釋してよいわけですか。理論を突詰めて行くと、結局實體の問題にも觸れねばならぬが、根本の趣旨は實體の方に入らぬ。ただそこには、ここに觸れておる通り、法律上正當な手続によらない場合だけをこの法律でやるのだ、こういうことに承つてよいわけですか。私はそこは明確にして頂きたいと思ふのです。

○專門調査員(泉芳政君) 私が先程申上げておりましたのは、決して有罪無罪には入らないといふことは一貫して申上げておるつもりであります。實體には入らないといふことは、これは大原則であります。例外なしであります。ただ嫌疑があるかないかといふ點には入る。嫌疑ありや否やといふ點は、これは實體にあらずして、私は形式手続の問題だと思ふということ申上げて置く次第であります。

○前之團書一即君 そうすると、嫌疑があるかないかといふことは、主觀的な問題になるわけですか。それはやは

り客觀的な標準で判断しなければならぬと思ふのです。
○前之團書一即君 いや請求があつた場合、あなたの御意見のようであるが、結局請求は一應受理しなければならぬといふことになるわけでありませう。

○專門調査員(泉芳政君) 申立があれれば、その理由があるうとなかろうと一應はともかく受理して、そうして五條ではあるか、十一條ではあるか、或いはもつと先の手続もありませんが、これは御案内の通りであります。そこで實體を問題にして申立てがあつた場合には、恐らく五條でははなれるような結果になるのではないと思ふのです。繰返して申上げるように、飽くまでも實體の判断はいたさないで、先程來、疑いありや否やといふことも、客觀的な標準に従つて、嫌疑があるかないかといふことを判断する、これは結局手続の問題であり、形式の問題であるといふふうに考えております。

○前之團書一即君 先程から申上げた人違ひなどの場合はどうなるのであります。か明確にこれは人違ひだといふような場合……
○專門調査員(泉芳政君) 令状發出後だ、いろいろな事情によつてそれが人違ひであるといふことが疑ひない、非常に明瞭な人違ひであるといふ假設の場合には、やはり本法によつて受理することが適當であると思ふので、先程の私の答辨は訂正いたします。

○前之團書一即君 そうすると、やはり實體法の中に入つて行くことになるのではないのでありますかと、そうすると、結局犯罪ありや否やといふことの判断になるのであります。

○專門調査員(泉芳政君) それはやは

○專門調査員(泉芳政君) それはやはり法律上正當な手続によらない拘束といふ點へ入ることは、實體の問題じやないかといふこと、いふふうに考えられますが。
○前之團書一即君 説明書の第三條ですね。まあその程度で私の方も一つ研究して見ましよう。

○委員(伊藤修君) それから先程御質問がありました通り、第三條の「被拘束者」の下の「その他關係者」とあるのを、「又は拘束者」と改めることになつておつたわけでありませう。たまたま「こ」に今見ますと、この前差上げました修正案がここに脱落しておるらしいのであります。

○前之團書一即君 どういふふう
○委員(伊藤修君) というのは、今御指摘になりましたような、やはり疑義がありますし、尙且つ第一條の第一項を受けまして、「何人も」とありますので、いわゆる何人もといふのは、日本全國誰でもといふことになりませう。そうすると非常に管轄は廣きに失する、旁々御指摘のような「關係者」といふ文學も不明確である。現在の日本の裁判機構では、それだけの多數の豫想される手続を受け入れるだけの態勢にあり得ない、又準則を期待するならば、あながちイギリスの通りにこれをやらすして、日本は日本的にやるべきが至當ではなからうかといふふうな、最高裁判所あたりの御意見が強かつたのであります。それは第三條の「被拘束者」の下の「その他關係者」を削つて、「又は拘束者」を改めまして、それと管轄を非常制約すること、こういう考えで、これを修正することになつており

ましたですが、たまたま「梶田さんの印刷された部分」が落ちておりましたから……
○前之團書一即君 「被拘束者」、それから……
○委員(伊藤修君) 「又は拘束者」
○前之團書一即君 それなら明瞭です。
○委員(伊藤修君) そうすると、管轄がそのところ制約されますから、梶田さんの御指摘のような、いろいろの疑義が起つて參らぬといふふうに考えましたのですが、先にそう考へておりましたが、これは私の方で考へておりましたが、これは修正案の方が落ちておりましたから、その點だけ聲明して置きます。

○鬼丸義賢君 そうすると結局被拘束者と拘束者だけになるのですか。
○委員(伊藤修君) そうすると明確になります。
○鬼丸義賢君 そういふことになりませう。第一條の第二項の「何人も」といふのをもう少し狭くした方がいいのではないかと思ふのです。ということでは、實際上の問題からして往々この訴訟を遅延ならしめるために、いろいろ手段、まあ訴訟上手段が行われる場合に想像されます。そこで實際の審理には成る程入らないとしても、やはり全然記録を離れて、それだけの審理をするといふことは、事實上裁判所の責任においてなす場合にあり得ないと思ふのです。そういうことになりませうと、非常な濫訴が豫想されますので、濫訴の結果、訴訟の進行を非常に遅延ならしめる手段に本法を利用されはしないかといふことを恐れます。それについて何らかの制約の規定を設けるか、或いは憲法の條章を尊重して、「何人

も」といふ文字を入れることが正しいとあるならば、別に何らかの制約の規定をした方が濫訴を防ぐ一つの何にはしなないかといふことを申上げませう。あと前之團書の申上げましたこととくに、第三條の「關係者」といふ文字を除いて、被拘束者及び拘束者に限定されませうならば、非常なその點が明確になつて來ると思ひましたので、私先程この點をやはり伺つて、何らかの濫訴の弊を除くのがよいのではないかと御趣旨から、先程關係者の内容を伺つたのであります。それから尙第六條中にもあります「申立に因り」といふのがありますが、この「申立に因り」といふのは、誰が申立てするかといふことをこの際明確にして頂きたい。

○專門調査員(泉芳政君) 第一條の第二項に、本法による請求は何人も被拘束者のためにこれをすることができるといふふうに入りました経緯につきましては、先程申上げた通りであります。こゝろ書いてありませう、事實上は全然赤の他人が被拘束者のために請求をして呉れるとも考えられませうので、おのずからそこに限度が生ずるて來るのじやないかと思つてあります。一つさういふに御承願いたしたいと思います。それから訴訟遅延の目的を以つて人身保護の請求を濫用するといふことは、或いは絶無ではないかも知れませうが、これは民事の訴訟と違ひまして、お説のように、民事訴訟ではしばしば訴訟遅延の目的で、あらゆる方法を講ずることは御案内の通りであります。刑事訴訟法におきましては、むしろ從來裁判所があれこれ濫用されておるような形であり、當事者も又濫理の促進を熟望しているような實

情があると思ふのであります。

情があると思ふのであります。

情でありますから、そういう面から多少制約されるのではないかと、ふりに考えられるのであります。本法の請求を審査いたしまするに、本案の記録が相當な關係を持つて来るという事は否めない事實であります。努めてそのために本案の訴訟事件が遅延することのないように、裁判所に嚴重な注意をして頂きたいと思つておりますので、その邊のところでも一つ御了承願ひたいと思ひます。

それから第六條の管轄移轉について「申立に因り又は職權をもつて」とございすのは、この申立は請求者の方より申立てる、それは例えは、「何人も」という條項によりまして、方に人身保護法の請求事件が係属したというやうな場合に、合してなすことを適當を認めるやうな場合、或いは職權で、或いは當事者がそれを知つた場合には、片方のものを片方に移送して、そつして合してなすというやうな便宜もあろうかと思ひまして、かやうな規定を設けたのであります。

○第九條審議 第六條の「申立に因り」だけでは、どうも明確でないと思ひますが、請求者の申立といふやうに入れたらば、何か弊害があるのですか。そういたしましたらば法文の體を成し、誠に明瞭になると思ひますが、それを入れたらば、何か支障のつきることがありましようか。その點特に入れてないところを見ると、何かの利益があるかも知れない。

○専門調査員(泉芳政君) 別に特段の理由はないのであります。一つ研究して見たいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) ちよつと速記を

止めて。

(速記中止)

○委員長(伊藤修君) 速記を始め、……それは、本日は質疑はこの程度にしておきまして、明日は裁判の不當處理に關する調査會を午前十時より開くことにいたします。本日はこれを以て散會いたします。

午後零時十七分散會
出席者は左の通り。

- 委員長 伊藤 修君
- 委員 齋 武雄君
中村 正雄君
水久保基作君
鬼丸 義齋君
前之園喜一郎君
來馬 琢道君
松村眞一郎君
星野 芳樹君
小川 友三君

専門調査員

- 泉 芳政君

四月十日日本委員會に左の事件を付託された。

一、輕犯罪法案の撤回に關する請願(第四百二十五號)

第四百二十五號昭和二十三年四月一日受理

輕犯罪法案の撤回に關する請願

請願者 東京都中央区築地五の
一 電産本部内 今井嘉助

紹介議員 岩間正男君

輕犯罪は五月二日以降失効する「警察犯處罰令」の再生版であるが、本法の各本條は、それ／＼刑法、道路交通取

締法等の各單行法規で規定されており、更めて立法の必要もなく、しかも法文の表現がいまいちなので、適用に當つては解釋によつていかやうにも左右することが出来、勞働階級抑壓に利用されることは必然であるから、政府は本法案を撤回されたいとの請願。

四月十六日本委員會に左の事件を付託された。

一、辯護士法改正反對に關する陳情(第二百二十七號)

第二百二十七號昭和二十三年四月七日受理

辯護士法改正反對に關する陳情

東京都千代田區霞ヶ關一ノ一
高檢察廳檢察總長 藤井盛太
この陳情の趣旨は、第百六十七號と同じである。

五月二十二日本委員會に左の事件を付託された。

一、札幌高等裁判所釧路支部設置に關する請願(第七百一十一號)

第七百一十一號昭和二十三年五月十一日受理

札幌高等裁判所釧路支部設置に關する請願

請願者 釧路市長 佐藤宏平外
十九名

紹介議員 若木勝藏君

現在の裁判制度では罰金刑以外の事件の控訴は總て高等裁判所に屬するが、東北北海道地方は札幌市から遠隔の位置にあつて、交通が不便のため上訴權を放棄する者が多いから、當地方の中心城市であり、現在地方裁判所の所在地

である釧路に高等裁判所支部を設置されたいとの請願。